



発行 東京都

目次

告示

告示 (選)

公 告

告 示

- 都市計画事業の認可……………
- ……………(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)……………
- 建築基準法による一団地の区域(二件)……………
- ……………(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課)……………
- 不在者投票管理者を置く施設の指定……………
- ……………(不在者投票管理者を置く施設の指定取消し)……………
- 不在者投票管理者を置く施設の指定……………
- ……………(不在者投票管理者を置く施設の指定取消し)……………
- 土地区画整理事業の換地処分……………
- ……………(都市整備局市街地整備部区画整理課)……………
- 開発行為に関する工事完了……………
- ……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………

●東京都告示第千六百六十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成三十年十二月十日

- 一 施行者の名称 東京都知事 小池 百合子
- 練馬区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画公園事業第三・三・七十七号光が丘第一公園
- 三 事業施行期間 平成三十年十二月十日から平成三十年三月三十一日まで
- 四 事業地 練馬区光が丘五丁目地内
- 取用の部分 使用の部分 なし

●東京都告示第千六百六十一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成三十年十二月十日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

- 一 対象区域の地名地番及び認定年月日
- 対象区域の地名地番 認定年月日
- 多摩市諏訪四丁目九番 平成三十年十一月十二日
- 二 認定計画書の縦覧場所
- 東京都多摩建築指導事務所建築指導第一課(立川市錦町四丁目六番三号)

●東京都告示第千六百六十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条

の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成三十年十二月十日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

- 一 対象区域の地名地番及び認定年月日
- 対象区域の地名地番 認定年月日
- 稲城市向陽台六丁目十二番 平成三十年十一月十二日
- 二 認定計画書の縦覧場所
- 東京都多摩建築指導事務所建築指導第一課(立川市錦町四丁目六番三号)

告示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第百三十一号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)及び漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第百二十二号)においてその例によることとされる場合を含む。)の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成三十年十二月十日

東京都選挙管理委員会

- 施設の名 称 所 在 地
- チャーム東葛西 江戸川区東葛西四丁目四十四番

特別養護老人ホーム春江 江戸川区春江町五丁目四番二
さくらの杜 三号

特別養護老人ホームさく 東村山市青葉町一丁目七番地七
らテラス青葉町 十二

特別養護老人ホームサン 国分寺市西町一丁目三十一番地
ライト 二

●東京都選挙管理委員会告示第百三十二号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五
十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和
二十二年政令第十六号)及び漁業法施行令(昭和二十五年
政令第三十号)において準用する場合並びに最高裁判所裁
判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百二十二号)
においてその例によることとされる場合を含む。)の規定
に基づき、不在者投票を行うことができる施設として指定
した次の施設につき、その指定を取り消した。

平成三十年十二月十日

東京都選挙管理委員会

施設の名称 所在 地

介護老人保健施設東京都 東村山市青葉町一丁目七番地二
東村山ナーシングホーム
特別養護老人ホーム東京 東村山市青葉町一丁目七番地二
都東村山ナーシングホム

公 告

土地区画整理事業の換地処分について

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第百三
条第三項の規定により上の原土地区画整理事業施行者から

換地処分をした旨の届出があったので、同条第四項の規定
により公告する。

平成三十年十二月十日

東京都知事 小 池 百合子

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一
項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、
完了した。

平成三十年十二月十日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に 許可を受けた者の
含まれる地域の名称 住所及び氏名

西東京市芝久保町三丁目二二 新宿区西新宿一丁目二十六
八十六番一、二千八十八番三 番二号
及び二千八十九番四 野村不動産株式会社
代表取締役 宮嶋 誠一

西東京市西原町五丁目二千四 文京区後楽一丁目四番十四
百六十五番二 号後楽森ビル十二階
株式会社松家住宅
代表取締役 荒井 孝子

東村山市青葉町一丁目八番二 西東京市北原町三丁目二番
二十二号 株式会社アーネストワン
代表取締役 松林 重行

調布市深大寺北町三丁目三十 調布市深大寺北町三丁目三
八番二、三十九番一及び同番 十九番地一グランドパレス
六の各一部 一〇〇
小牧 五八武

発行 東京都 都 本号 三〇円
東京 新宿区西新宿二丁目八番一 号 一箇月 六、六〇〇円
電話 〇三(五三三二)一一一一(代) 郵便番号 163-8001
印刷所 勝美印刷株式会社 電話 〇三(三八二)五二〇一(代) 郵便番号 113-0001

